

「令和 7 年度徳島県外国人介護人材マッチング支援事業」業務委託  
企画提案募集要領

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和 7 年度徳島県外国人介護人材マッチング支援事業

### (2) 業務目的

外国人介護人材採用のノウハウを有しない介護施設等における特定技能 1 号外国人採用にあたって、必要な準備や定着支援について情報提供を行うことで不安や疑問の解消を行い、県内介護施設等における外国人介護人材の確保・定着を図る。

### (3) 実施方法

公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定し、委託することにより実施する。

### (4) 業務内容

別添「令和 7 年度徳島県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託仕様書」のとお

### (5) 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### (6) 委託料上限額

金 5, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、企画提案のために設定した金額であって、契約額ではないので留意すること。

## 2 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(3) 徳島県内に本社または事業所を有する者若しくは県内での事業実施が可能な者であること。

(4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

(6) 徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号）第 6 条に規定する排除の対象となっていない者であること。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。

(8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

(9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

- (10) 登録支援機関の認定を受けていること。
- (11) 職業安定法（昭和22年法律第14号）による有料職業紹介事業者としての許可を受け、国外にわたる職業紹介の届出を行っていること。
- (12) 徳島県内での特定技能外国人材の紹介実績があること、又は過去3年間に於いて官公庁等から特定技能外国人材に関するセミナーやマッチング支援等の業務受託実績があること。
- (13) 公募開始日前2年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

### 3 スケジュール

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 公募開始        | 令和7年4月18日（金）     |
| 質問票の提出期限    | 令和7年4月30日（水）午後5時 |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和7年5月13日（火）午後5時 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月22日（木）午後5時 |
| 選定委員会の開催    | 令和7年6月上旬         |

### 4 企画提案への参加及び応募方法

#### (1) 参加表明書等の提出

##### ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 組織概要書（様式第2号）
- ③ 会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）
- ④ 登録支援機関登録通知書の写し
- ⑤ 職業紹介事業の許可証の写し

##### イ 提出部数

各1部

##### ウ 提出期限

令和7年5月13日（火）午後5時

##### エ 提出方法

11に示す事務局まで持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

#### (2) 企画提案書等の提出

##### ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式第3号）  
※30ページ以内、A4版、片面印刷とする。
- ② 参考資料（企画提案内容を補足する資料）  
※任意提出とする。

##### イ 提出部数

各8部

##### ウ 提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時

##### エ 提出方法

11に示す事務局まで持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

### 5 質問の受付

#### (1) 質問の受付期限

令和7年4月30日（水）午後5時

## (2) 質問票の提出方法

質問は、質問票（様式第4号）により行うものとし、11に示す事務局まで電子メールにより送付するものとする。なお、メール送付後は、到着確認のため11に示す事務局まで電話連絡すること。

## (3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や応募手続に関する事項に限る。

## (4) 質問に対する回答方法

随時、県ホームページに掲載する。なお、質疑のあった事業者名は公表しない。個別には回答しないので、質問票を提出した提案者は適宜、掲載場所を確認すること。

# 6 参加辞退

参加表明書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を持参又は郵送により、11に示す事務局まで提出すること。

なお、参加表明書提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

# 7 選定方法

(1) 企画提案書の内容を審査するため、県が別に設置する選定委員会を開催し、その結果に基づき最優秀提案者を選定する。

(2) 企画提案書の評価は、選定委員会において行われる、提案者からの事業の具体性や実現性などにポイントを置いたプレゼンテーションにより行う。

(3) 選定委員会の開催日時及び場所は提案者に別途通知するものとし、これを欠席した場合は、企画提案への参加を辞退したものとみなす。

(4) 提案者は、選定委員会において、徳島県長寿いきがい課が指定した時間で、1者15分ずつの持ち時間で、提案内容についてプレゼンテーションを行うこと。資料は「4(2)ウ 提出期限」までに提出した資料に準じた内容に限る。

プレゼンテーションの後、選定委員からの質疑応答の時間を15分以内で設ける。ただし、提案者の数により、プレゼンテーションの時間もしくは質疑応答の時間が短縮される場合がある。

(5) 選定結果は、審査を受けた全ての者に対し、文書により通知する。

なお、選定委員及び選定結果に関して、理由や点数等の照会・問合せには一切応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

# 8 応募に際しての注意事項

## (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合

オ 本要領に違反すると認められた場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

## (2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4版（片面印刷）とすること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- ウ 提出された企画提案書は提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書等の書類は審査のみに使用し、応募者には返却しない。
- オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- カ 提出された企画提案書等の書類は、徳島県情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- キ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて応募者が負うものとする。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- コ 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出のほか、審査に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- サ 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 9 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者として、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、県と最優秀提案者とが協議を行い決定する。なお、この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

## 10 その他

本事業の実施に当たっては、本要領、委託契約書、徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。

## 11 事務局

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 施設サービス指導担当  
所在地：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
電話：088-621-2159・2182  
ファクシミリ：088-621-2840  
e-mail：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp